

## 訪問介護事業所セージュ山の手運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人耕仁会が開設する訪問介護事業所セージュ山の手(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、障害者に対し、適正な指定障害者居宅介護を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりである。

(1) 名称

訪問介護事業所 セージュ山の手

(2) 所在地

札幌市西区山の手3条6丁目4番6号

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 常勤(サービス提供責任者と訪問介護員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 2名 常勤(訪問介護員と兼務)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定居宅介護の提供にあたるものとする。

(3) 従業者 常勤2名(1名は病院と兼務) 非常勤7名

従業者は、指定居宅介護の提供に当たるものとする。

(4) 事務職員 1名

事務職員は、一般事務及び庶務に関する事に従事する。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日及び祝日とする。ただし、日曜日、12月30日から1月3日は基本的に休日とするが、利用者状況により事業所が必要と認められた場合は、派遣対応する。

(2) 営業時間

午前8時から午後8時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護の内容)

第6条 指定居宅介護の内容は次とおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 家事援助
- (3) 日常生活支援

(利用者から受領する費用の額)

第7条 事業所が指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護事業所が法廷代理受領サービスである時はその1割の額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 4 予定日の前日までに申し出がなく、かつ当日派遣時間の2時間前になっても中止の連絡がなくサービスを中止された場合、取り消し料金として、訪問介護員1名につき700円(2人ならば1400円)お支払いいただきます。(訪問介護キャンセル料)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、札幌市の西区全域及び中央区宮の森地域(山の手通り沿線上)とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 従業者は、指定居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(従業者の研修)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 従業員は虐待を防止するため、研修等の実施により、職員の人権意識、利用者に関する知識及び技術向上に努めるものとする。

- 2 虐待防止に関する責任者の選定に取り組みます。
- 3 成年後見人制度の利用支援をすすめます。
- 4 苦情の解決体制の整備を行ないます。

(その他運営についての重要事項)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 従業者であったものは、退職後も業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施工する。

平成 19 年 10 月 1 日改訂

平成 19 年 12 月 20 日改訂

平成 24 年 6 月 12 日改訂

平成 25 年 4 月 1 日改訂

平成 25 年 10 月 18 日改訂

平成 28 年 1 月 11 日改訂

令和 2 年 6 月 1 日改訂

令和 5 年 8 月 1 日改訂

令和 7 年 4 月 1 日改訂